

松野尾小学校 学校いじめ防止基本方針

1 基本方針

いじめ防止対策推進法、国の「いじめ防止等のための基本方針」及び新潟市いじめ防止基本方針を踏まえ、「いじめはどの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害である」ことを認識し、子どもたちがお互いに認め合い支え合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築しそれぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向け、いじめ防止に向けた対策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義により、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である。
- ② 加害者と被害者が一定の人的関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

（1）教職員の姿勢

すべての児童生徒を加害者にも被害者にもさせない。すべての子どもがかけがえのない存在であることから、子ども一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。

その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が高い人権意識をもち、「児童生徒からの相談に対しては、教職員等が迅速に対応することを徹底する」など、児童生徒、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの防止等に徹底して取り組む。

（2）いじめの未然防止

- 「新潟市小・中学校におけるいじめ未然防止に向けた教育プログラム」による学級活動と道徳科の授業を実施し、他者の気持ちを思いやる子どももやいじめや差別を許さない子どもの育成に努める。
- 従来の予防的・課題解決的な指導から、児童一人一人の成長を促す指導により力点を置き、学校のすべての教育活動を通して「生徒指導（い

じめ・不登校・家庭支援) いじめ対応ガイドブック」をもとに、児童の自律性と社会性を育み、人権意識を高める。そして、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。

- 多面的な児童理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通して単に規律を守らせるだけでなく、〔自己存在感の実感を促進〕〔共感的な人間関係の育成〕〔自己決定の場の提供〕〔安心・安全な「居場所づくり」〕の4つの視点から自立を促す生徒指導を推進する。また、「新潟市の授業づくりサポート」を活用し、上記の4視点を生かした授業づくりを通して、児童自らが、行動を内省し、改善できるように、自己指導能力の獲得を目指す。
- 分かる授業・できる授業をはじめ、主体的に学級の問題解決や目標達成に向けての取組をとおして、一人一人を大切にし、生かす教育活動により学級・学年・学校の支持的風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。
- 各学年において、「新潟市のいじめ未然防止に向けた教育プログラム」による学級活動と道徳の授業を計画的に実施し、児童生徒のいじめをしない・させない・無視しない力を育成する。
- いじめについての指導を年度初めに行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを児童に確実に理解させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める。
- いじめの問題に対する学校の取組についての理解を促すために、児童生徒や保護者に対していじめの問題に対する学校の考え方、対応の在り方、対応に係る組織等についてていねいに説明する。
- いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童に接し、児童の人権感覚を育成する。
- 教員の言動が児童一人一人や集団に与える影響は決して小さくないことから、教員一人一人が自身の発する言葉や振る舞いによって、いじめが助長されたり、いじめが発生しやすい雰囲気がつくられたりしないよう、十分注意を払い、児童が安心して生活できる環境づくりに努める。
- 「いじめゼロ」「いじめ見逃しゼロ」を目指す児童会の活動をはじめ、児童の主体的な取組を積極的に進め、いじめ防止に向けた児童の意識向上を図る。
- 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深め、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有に努める。その際、当該児童生徒のニーズや特性を尊重し、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での

学びに困難を抱える場合も多いことに留意する。そのことによるいじめが行われないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解促進に努めるとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に関するいじめを防止するため、教職員への正しい理解の促進や、児童生徒が安心して学校生活を送るための配慮に努める。
- 経済的理由や家庭の状況等により配慮が必要な児童生徒について、スクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）等を通じて福祉関係機関と連携するなど、一人一人に寄り添った組織的な支援を行う。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性や状況を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（３）いじめの早期発見

- いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 日頃から児童をよくみる、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ね、児童との信頼関係構築に努める。
- 全教職員で児童の様子を見取り、情報を収集、整理して共有し、組織的な対応に迅速につなげるようにする。くれぐれも、特定の教員が安易に「いじめではない」と判断したり、教員が一人だけで対応することによって情報共有が滞ったりすることのないよう、複数での判断、組織での対応を徹底する。
- 年６回の生活アンケートの実施、日常の観察、こまめな記録の積み重ねなどで情報収集に努める。また、全児童との教育相談を実施し、児童の話をていねいに聴き取る。その後の対応についても児童生徒の意向を汲みながら児童生徒と一緒に考え、安心感をもたせる。
- いじめの具体的な状況を把握するためのアンケートでは、児童それぞれによっていじめの捉えが異ならないようにするとともに、教員も同じ基準でいじめの状況を判断・把握できるようにする。
- ＳＮＳ等を通じた見えにくいいじめにも注意を払う。また、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。
- 保護者からの相談や地域住民からの情報提供に丁寧に対応し、気になる情報についてはそのまま止めずに、児童生徒からの聴き取りやアンケートの実施などの必要な対応を行い、いじめの有無について確認する。

(4) いじめへの対処

- いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。その際、いじめを認知した教職員、たとえば生活指導主任等を経て管理職に確実に報告が上るといった校内体制を確実に整える。認知後は、速やかに「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。

なお、いじめが疑われる事案についても、いじめが起こったものとして対応し、特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断しない。いじめの認知は事実を丁寧に把握した後、複数の教職員で組織的に行う。
- いじめを受けた児童に対して、ていねいな聴き取りを行い、事実関係を明確にする。また、児童生徒の気持ちに寄り添いながら対応と一緒に考えるとともに、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。
- いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に対して経過や事実、今後の方針を丁寧に説明する。
- いじめを行った児童に対しては、解決を急ぐあまり児童生徒の十分な反省を引き出さないまま安易な謝罪で終わらせることなく、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての内省を促す。また、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させるとともに、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じてスクールカウンセラー（以下ＳＣ）につなげたり、関係機関と連携したりして家庭環境への支援を継続する。
- 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの観衆や傍観者にならず、いじめを未然に防いだり止めさせたりするために一歩踏み出す勇気がもてるようにする。
- いじめを認知した場合、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の保護者に対して適切に事実を説明する。
- 校内の組織や教職員だけでなく、関係する保護者の理解や協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。
- いじめの対処に当たっては、収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聴き取りメモ、また児童への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。
- いじめへの対処の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、しかもいじめを受けた児童の心の不安が完全に払拭された状態であると捉え、それらにわずかでも心配がある場合には「一定程度の解消」と捉えて関係の児童生徒への継続的な指導や支援、見守りを続ける。

(5) 自殺につながる可能性がある場合の対応

- 児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALK の原則」(Tell: 心配していることを伝える、Ask: 自殺願望について尋ねる、Listen: 気持ちを傾聴する、Keep safe: 安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、関係機関や医療機関、家庭とも連携し、チーム対応による長期のケアを行う。
- 自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを、児童の発する切実なサインとして重く受け止め、教育委員会へ一報を入れるとともに、関係機関を交えたケース会議を開催する等、組織で迅速・適切に対応する。
- いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応をていねいに行うなどして、いじめの再発防止に努める。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 (法第22条の規定に基づく)

(1) いじめ対応ミーティング

① 設置目的及び構成

発生したいじめに対し、校内組織で迅速・適切に対処することを目的とする。

構成メンバーは、管理職、生活指導主任、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の学級担任・その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わるようにする。これにより、組織的な対応を効率的・実効的に行えるようにするとともに、最終的に全ての教職員がいじめの対応等に主体的にかかわるようにする。

② 組織の役割

この組織は、学校がいじめの防止等、特にいじめの対処に取り組む際の中核として、日常的に機能させる組織となる。

いじめが発生した場合、迅速に開催して組織的に次のことを行う。

- ・ いじめの状況を組織として共有する。
- ・ いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
- ・ いじめの対処のための方針や方法を協議する。
- ・ 児童への指導を行う。

なお、いじめに関する情報は、「対策委員会」での共有にとどめず、職員会議や職員打合せ等の機会を利用して全ての教職員が共有するなどして、学校全体でいじめの問題に取り組む体制をつくる。

(2) いじめ対策委員会

① 設置目的及び構成

いじめの防止等の課題に対して、学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して、組織的・実効的に取り組むことを目的とする。

構成メンバーは、教職員、S CやS S Wなどの心理や福祉の専門家

をはじめ、可能な限り弁護士、精神科医等の医師、教員や警察官経験者などの地域人材等を加えることとし、校長が学校の実情に応じて定める。

② 組織の役割

この組織は、学校が組織的にいじめの防止等に取り組むに当たり、次のような役割を担う。

ア いじめの未然防止に関して

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・ 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

イ いじめの早期発見・事案対処

- ・ いじめの相談、通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討 など

上記の役割を進めるために、年に数回、定期的に開催する事を基本とする。

なお、重大事態や重大な事案が発生した場合は、緊急会議を開いて、情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定するとともに、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

(3) 中学校区いじめ防止連絡協議会

① 設置目的及び構成

中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図ることを目的とする。

構成メンバーは、地域コミュニティ協議会、青少年育成協議会、民生委員・児童委員、C S (学校運営協議会)、P T A、S C、教職員などの代表とする。これにより、地域ぐるみでいじめの防止等に取り組む体制をつくる。

② 組織の役割

地域全体で子どもを見守り、いじめの防止等に努めるために、中学校区を単位として、各学校における児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換を年間複数回行い、対策等の共有を図る。

また、情報共有とともに、学校同士や学校と地域の連携強化による取組を推進するために、本協議会を積極的に活用する。